平成２７年（フ）第６７１号
埼玉県上尾市二ツ宮1034番地30　ウェーブ二ツ宮101
債務者　杉本　知大
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７０８号
さいたま市緑区東浦和７丁目16番地３　サンハイツ大牧202
債務者　大室　　薫（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２１号
埼玉県朝霞市根岸台８丁目３番18号、旧住所埼玉県朝霞市幸町２丁目８番39号
債務者　高西恵美子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２７号
さいたま市見沼区大字南中野452番地　柴田ハイツ201
債務者　大高由美子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７３７号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目４番地　26号405
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７４７号
さいたま市岩槻区西町３丁目５番24―103号
債務者　森　　栄一
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１２号
埼玉県川口市柳崎１丁目12番13号　コーポ幸101、旧住所埼玉県川口市芝塚原１丁目12番21号　Ｌａ　ｍａｉｓｏｎ　ＡＢＡＣＡ　Ｂ101号
債務者　左東　淳子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５３号
埼玉県川口市西青木２丁目６番20号　サンハイツ103号
債務者　竹内　義治
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
埼玉県越谷市東越谷１丁目10番地５　リバーサイド秀和114号
債務者　島崎　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
埼玉県越谷市東大沢１丁目７番地12　テニメントＫ＆Ｔ102号
債務者　梅村　一義
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
千葉県銚子市外川町４丁目11131番地
債務者　加瀬　　瞳
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
千葉県旭市ロの896番地２　喜屋ハイツアップル203号
債務者　鈴木　茂成
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
群馬県藤岡市立石新田24―２　ハイツフレンド藤岡Ⅱ107号室、住民票上の住所群馬県高崎市上中居町569番地８　シャルム上中居201号
債務者　藤廣　望美
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２２７号
静岡県田方郡函南町柏谷1228番地の16
債務者　八田　智之
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
静岡県伊豆市修善寺3435番地の１
債務者　三須　藤江
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
京都府綾部市物部町東物部57番地
債務者　上枝　亮三
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
京都府綾部市物部町東物部57番地
債務者　上枝　菅子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係